あなたの会社も

法人会に入会しましょう



昭和10年当時の日本橋



公益社団法人日本橋法人会

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-10-7 蛎殻町ビル TEL 03(3667)1736・1737 FAX 03(3663)3307 URL: https://www.nihonbashi-hojinkai.or.jp/

日本橋法人会



日本橋法人会で検索

入会申し込み ORコード



◎法人会の事業の内容は…



◆ 無料税務・法律・労務相談室の利用

東京税理士会日本橋支部及び第一東京弁護士会所属の先生並びに社会保険労務士による税務 相談・法律相談・労務相談を開設しており、E-mail によるメール相談も出来ます。 (いずれも原則隔週の水曜日。祝・祭日は除く)

❖ 各種説明会、研修会等への参加

各種説明会、研修会等に原則として無料で参加でき、正しい税務知識を身につけ、無駄な税 金を納めなくて済むようになり、わかりやすい税のテキストも無料配布されます。また、著名 な講師による多彩な講演会も行っており、大変勉強になります。

①決算法人説明会

②新設法人説明会 ③改正税法説明会 ④調査部法人研修会 ⑤年末調整説明会

⑥申告書の書き方講座 ⑦簿記講座

⑧経営・経済研修会 ⑨新入社員ビジネスマナー研修

⑩健康セミナー

⑪防犯防災セミナー ⑫各種教養セミナー ⑬その他の講演会等多数

❖ 新しい情報を得ることができます。

季刊「ほうじん」および「にほんばしかわら版」がそれぞれ無料配布されます。税制改正や日本橋管 内、税務当局の動きがよくわかるほか、経済動向など経営者として必要な情報を得られます。

❖ 支部・地区研修会・交流会への参加

税務署の幹部等とひざをまじえて税務相談をすることもでき、相互信頼関係が生まれます。 交流会も楽しいです。(親睦会・ゴルフ会、見学会 etc)

❖ 各種部会への参加

会社役員を対象とした「特別研修部会」、大口源泉税徴収義務者を対象とした「源泉部会」 さらに女性の方を対象にした「女性部会」、青年層を対象にした「青年部会」があります。 それぞれ、独自に魅力ある研修、交流会を実施しています。

❖ 法人会福利厚牛制度の利用

法人会では各種の福利厚生制度を経営者や従業員の方のために用意しております。

①会員優待割引制度 ②法人会会員融資制度 ③経営者大型総合保障制度

④AIGビジネスガード ⑤がん保険制度

⑥儀式サービス制度 ⑦とうきょう共済制度

⑧三井住友トラストVISAゴールドカード ⑨ラフォーレ倶楽部割引利用 ⑩その他

❖ あなたの意見が税制改正に...

毎年、全国の法人会員の意見をとりまとめ、税制改正要望書を地元選出議員及び関係官庁等 へ提出しております。過去、数多くの法人会の要望が税制改正に取り入れられてきました。ま た、税の使われ方についても調べ、意見を述べています。

❖ HPからスピーディに情報を取り出せます

会の事業はいち早くホームページに掲載されています。 気になる方はまずチェックを!! 会員専用ページには更なる特典もあります。新規入会・企業紹介コーナーも設けました。

検索

https://www.nihonbashi-hojinkai.or.jp/

(希望者のみ、期限付き)

❖ 環境問題や防犯、防災問題にも積極的です

日本橋川の浄化活動をはじめ日本橋管内の環境問題や防犯、防災問題に各町会と共に社会貢 献活動の一環として取り組んでいます。

また、エネルギー問題や地球温暖化対策に取り組む東京都や中央区に積極的に協力し、広報 活動を行ったり、体験活動に参加しています。

◎法人会の会費と入会手続

法人会の会費は下記のとおり資本金の額により月額最低500円から最高 4,000円となっております。

●入会手続

入会希望者は下記の入会申込書に所要事項を記入のうえ、支部役員また は当会宛にご送付ください。不明の点は法人会事務局にお尋ねください。

(1) 正会員(右記①②以外の法人)

	資本金		月額会費
資本金	300万円未満		500円
資本金	300万円以上	500万円未満	600円
資本金	500万円以上	1,000万円未満	700円
資本金	1,000万円以上	2,000万円未満	1,000円
資本金	2,000万円以上	5,000万円未満	1,200円
資本金	5,000万円以上	1億円未満	2,000円
資本金	1億円以上	10億円未満	3,000円
資本金	10億円以上		4,000円

①支店•出張所、子会社

- 支店・出張所、子会社の年会費については、左記(1)に係わらず次による。但し(2)該当する法人を除く。
- イ支店、出張所の会費は本店資本金の2階級下の会費 とし、最低は月額500円とする。
- ロ子会社会費の特例 既入会の親会社(資本金の1番大きい会社)と同一 所在、且つ同一代表者の法人に限り、当該親会社の 子会社とみなし、会費月額500円とする。
- ②公益法人等は月額1,000円とする。
- ③個人事業者は月額500円とする。

(2) 特別会員

会費は月額500円とする。

日本橋法人会の支部一覧

法人会に入会されると、会社住所に応じて次のいずれかの支部に所属して頂くことになります。

部	支		部		名		部		支	部	:	 名	部		支	剖	3	名			支	部	名	
	本 町	1	丁	目	支	部		人1	・人2	!-1 ·	人2-3	3支部		東	日本	橋1	丁	世 支	を部	本				部
1	本 町	2	丁	目	支	部		人	形町	芳	人	支 部	_	久	松	町	Ţ	支	部	個	人	事	業	者
の	本 町	3	丁	目	支	部		人	2-2 • ž	良花・	人3	支部	5 の	浜町	西・中	□洲・	浜3克	東部式	と部					
部	本 町	4	丁	目	支	部	3	蛎	殻 町	1 丁	目	支 部		浜田	J金座	親合	• 湃	į−5	支部					
$ \widehat{7} $	室町	1	丁	目	支	部	の	蛎	殻町	北	部	支 部	部	浜	_	_	支	Ī.	部					
(7支部)	室町	2 • 3	• 4	丁目	支	部	部	蛎	殻町	東	部	支 部	6	浜	Ξ	西	部	支	部					
	本	5	町	支	Z	部		小	網	町	支	部	(6支部)											
	小,	1	町	支	Z	部	(∞支部)	箱	崎	町	支	部												
	堀留	1	丁	目	支	部	部																	
2	堀留	2	丁	目	支	部								八	重	洲	H	支	部					
の	富	尺	町	支	Z	部							6·7 の	通	り <u>1</u>	L丁	_ E	支	部					
部	大伝	馬町	Ţ1 Ţ	丁目	支	部							部	通	り ₂	2 丁	_ E	支	部					
1	大伝	馬町	J 2 T	丁目	支	部	4	東	日本	喬2	丁目	支部	7	通	り 3	3 丁	_ E	支	部					
(10支部)	大伝	馬町	J 3 T	丁目	支	部	の部	横	山	町	支	部	支部	日表	本橋1	.•2•	3丁	目录	支部					
部	小伝	馬町	J 1 0	り部	支	部	\(\frac{1}{2}\)	馬	喰	町	支	部		兜町	」・茅坎	昜町2	• 3	丁目3	支部					
	小伝	馬町	J 2 0	り部	支	部	(4支部)	東	日本	喬3 7	丁目	支部		茅	場町	Γ1 7	J] 支	部					
	小伝	馬町	J 3 0	り部	支	部	部																	

◎法人会とはどんな団体なのか 法人会の全国組織 公益社団法人 日本橋法人会 全国法人会総連合 440 会 約71万社 総 会 会 員 東京法人会連合会 48 会 約11万社 監 理事会 会 長-問 副会長 公益社団法人 日本橋法人会 相談役 42 支部 約 2,700 社 専務理事 正副会長会 常任理事 (令和 6年4月現在) 参与 事 務 局 事 6.7 2 3 4 5 厚 広 税 組 事 総 生 報 制 織 業 務 地 地 区 区 区 区 区 区 部 部 部 部 部 部 4 支 部 10 8 6 支部 支部 支部 支 卆 部 部 厚 広 税 組 事 特 I 源 女 生 Τ 報 制 織 業 算 滁 泉 研 性 貝献委員会 委 委 委 委 委 委 委 委 部 部 部 部 員 員 員 員 員 員 員 員 部 部 部 部 部 部

会

숲 숲

숲

숲

適正な申告納税を目指す法人が会員であり、全国の税務署管内に結成せれております。全国440会、

会

숲 숲

法人会事務局

長 長 長 長



숲 숫 슷 슷

法人会は企業団体の中では日本で最大といえます。

約71万社の会員を擁しており、毎年その数はふえつづけています。

- ●東西線茅場町駅・・・・・ 7 番出口徒歩 6 分 ●都営浅草線人形町駅・・・ A6 出口徒歩 6 分
- ●日比谷線人形町駅・・・・A2 出口徒歩 4 分 ●半蔵門線水天宮前駅・・・8 番出口徒歩 4 分

公益社団法人日本橋法人会の理想

わたしたちは、税金が社会共通の 経費をまかなうための会費であるこ とを理解し、自主申告納税制度の伸 長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体 として、①まず、正しい記帳と適正 な申告と納税が行われるようにすす めるとともに、②会員の正しい意見 が税制や税務行政に反映するよう働 きかけ、③そこにお互いの信頼のき ずなを深めながら、40企業と地域社 会の発展のために幅広い活動を推し 進めます。

ごあいさつ

日本橋法人会は昭和49年5月に社団化され、以来公益法人として税務ご当局との相互信頼のもとに、適正公平な申告納税制度の確立と納税道義の高揚に努め、地域社会に貢献することを基本理念として幅広い事業活動を展開致してまいりました。また、平成24年4月には、公益社団法人へ移行致しました。会員のために真に役立つ法人会活動の実践のために、税知識の普及、租税の合理的軽減、公平な税制改正要望の実現、優良法人の育成等の推進に努力し今日までに幾多の実績を挙げて参りました。

法人会は全国的に組織されている団体であり、年々会員も増加して組織も充実し、会員数は 全国で約71万社、東京都内で約11万社を有し、わが日本橋税務署管内は約3,000社の法人が加 入されております。

これからも魅力ある法人会づくりのために貴社も是非とも当会にご入会頂き、共に事業活動に参画されますようお勧め致します。

公益社団法人日本橋法人会 会長 三田 芳裕

●推薦のことば

公益社団法人日本橋法人会は、その設立目的であり、理想とされている適正な申告と納税、意見の反映、相互信頼及び企業と地域社会の発展をめざし、活発な事業活動が行われております。

私共税理士会は税の専門家として納税義務の適正な実現のみでなく、企業の納税道義の向上と、 経営の合理化等法人会と多くの共通した目標をもつ友好団体として協力いたしております。

同一地域の団体として相互の親睦を図り、企業の一層の発展のため、ここにご推薦申し上げます。

東京税理士会 日本橋支部長

※税金に関する相談は税理士でなければできませんので、税理士会または税理士に相談してください。

●推薦のことば

日本橋法人会は、「よき経営者たらんと希う者の集り」で東京都の認定を得た公益社団法人です。 基本的には、税務署などの協力のもとに税務知識の普及を図ることを目的としておりますが、税知 識の普及を図るだけでなく、企業に対して経営関係の研修、経営者のための福利厚生制度を行う等 よき経営者になるための手だてをいろいろと考え幅広い事業活動を行っております。これらの事業を 行うために各地の税務署所在地に地区の法人会があり、会員企業に対し直接に指導を行っておりま す。

現在、会員数は全国で約71万社、東京都内で約11万社を有し、更に昭和29年以来毎年政府に対して納税者の立場に立った税制改正要望書を提出し、これまでにも数多くの要望が実現されております。

私どもの団体が、魅力ある法人会になるために多くの企業に参画を願い、共に歩みたくここにご推 薦申し上げます。

公益財団法人全国法人会総連合一般社団法人東京法人会連合会